

1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行条件書第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

2. 募集型企画旅行契約

- (1)この旅行は、以下のうちパンフレットに記載する旅行会社(以下「当社」といいます。)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。
- (株)ジェイティービー(東京都品川区東品川2-3-11観光庁長官登録旅行業第64号)
 - (株)ジェイティービーサードナド(西日本(大阪府中央区南本町2-3-12観光庁長官登録旅行業第803号))
 - (株)JTB北海道(札幌市中央区北1条西6-1-2観光庁長官登録旅行業第978号)
 - (株)JTB東北(仙台市青葉区一番町3-7-23観光庁長官登録旅行業第1573号)
 - (株)JTB関東(さいたま市中央区新都心11-2観光庁長官登録旅行業第1578号)
 - (株)JTB首都圏(東京都品川区大崎2-24-9観光庁長官登録旅行業第1759号)
 - (株)JTB法人東京(東京都新宿区西新宿3-7-1観光庁長官登録旅行業第1767号)
 - (株)JTB中部(名古屋市中村区区駅1-1-4観光庁長官登録旅行業第1762号)
 - (株)JTB東海(名古屋市中村区区駅1-4観光庁長官登録旅行業第1763号)
 - (株)JTB日本(大阪府大阪市東区大田部2-1-25観光庁長官登録旅行業第1768号)
 - (株)JTB関西(大阪府大阪市曾根崎2-5-10観光庁長官登録旅行業第1775号)
 - (株)JTB中国四国(広島市中区紙屋町2-1-22観光庁長官登録旅行業第1769号)
 - (株)JTB九州(福岡市中央区長浜11-35観光庁長官登録旅行業第1770号)
 - (株)JTB沖縄(那覇市おもろまち4-19-30観光庁長官登録旅行業第1492号)
 - (株)JTBグローバルマーケティング&トラベル(東京都品川区東品川2-3-11観光庁長官登録旅行業第1723号)
 - (株)JTB(東京都品川区東品川2-3-11観光庁長官登録旅行業第1766号)
 - (株)JTBビジネスパートナーズ(東京都品川区東品川2-3-11観光庁長官登録旅行業第1776号)
 - (株)JTBメディアテレーシング(東京都港区小田向4-15観光庁長官登録旅行業第1867号)
 - (株)JTBガイアレック(東京都豊島区南池袋2-43-19観光庁長官登録旅行業第712号)
 - (株)サンサポート北海道(札幌市中央区北1条西6-1-2北海道知事登録旅行業第219号)
 - (株)JTBグランドツアー&サービス(東京都渋谷区神宮前5-7-20観光庁長官登録旅行業第1747号)

(2)当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるように、手配し、旅程管理することを引き受けます。

(3)旅行契約の内容を称するパンフレットに本旅行条件書、出発前にお渡しの最終旅行日程表を称する確定書面(以下「最終旅行日程表」といいます。)及び、当社旅行契約募集型企画旅行契約の部(以下「当社契約部」といいます。)によります。

3. 旅行のお申し込みと契約の成立時期

- (1)当社又は「受託販売欄」に記載された当社の受託営業所(以下「当社」といいます。)にて当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入のうえ、パンフレットに記載した申込金を添えてお申し込みいただきます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときにその一部を繰り入れれます。また、旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し申込金を受領したとき成立します。
- (2)当社らは電話、郵便及びファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約申し込みを受け付けることがあります。この場合予約の時点では契約は成立しず、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金の支払いをお願いいたします。この期間内に申込金の支払いがなされない場合、当社らはお申込みはなかったものとして取り扱います。
- (3)旅行契約は、電話によるお申込みの場合、本項(2)により申込金を当社らが受領したときに、また、郵便又はファクシミリでお申し込みの場合は、申込金のお支払い後、当社らがお客様との旅行契約を承諾する通知を出したときに、成立いたします。また、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申込みの場合であっても、通信契約によって契約を成立させるときは、本項(3)の定めにより契約が成立します。
- (4)当社らは、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除に関する一切の代理権を有し、そのものとみなします。
- (5)契約責任者は、当社らが定める日までに、構成者の名簿を当社らに提出しなければなりません。
- (6)当社らは、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (7)当社らは、契約責任者が別団体・別グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任された構成者の契約責任者となります。
- (8)お申し込みの段階で、満額・満室その他の事由で旅行契約の締結が直ちにできない場合は、当社らは、お客様の承諾を得て、お客様に期限を確認したうえで、お待ちいただくことがございます。(以下、この状態のことを「ウェイトイング」といいます。)
- (9)この場合、お客様をウェイトイングのお客様として登録し、予約可能となるよう、手配努力をいたします。この場合でも当社らは申込書の提出及び申込金と同額を預り金として受け取ります。(ウェイトイングの登録は予約完了を保証するものではありません。)ただし、「当社らが予約が可能となった旨を通知する前にお客様よりウェイトイング登録の解除のお申し出があった場合」と又は「お待ち頂ける期限が満了の結果として予約ができなかった場合」とは、当社らは当該預り金を全額払い戻します。
- (10)本項(8)の場、ウェイトイングの契約は、当社らが、予約可能となった旨の通知を行ったときに契約成立となり、当該預り金を申込金として取り扱います。

4. お申し込み条件

- (1)20才未満の方は親権者の同意書が必要で、15才未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。
- (2)特定のお客様層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (3)お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (4)慢性疾患をおもちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、身体に障害をおもちの方などで特別の配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申し込み時にお申し出下さい。当社では可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。この場合、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とさせていただきます。なおこの場合、医師の診断書を提出していただく場合があります。また、現地事情や関係機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のために、介助者・同伴者の同行などを条件とさせていただくか、コースの一部について内容を変更させていただくか、又はご負担の少ない他の旅行をお勧めするか、あるいはご参加をお断りさせていただく場合があります。
- (5)当社は、本項(1)(2)(4)の場合で、当社よりお客様にご連絡が必要な場合は、(1)(2)は申し込みの日から、(4)はお申し出の日から、原則として1週間以内にご連絡いたします。
- (6)お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担となります。

- (7)お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件で対応する場合があります。
- (8)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (9)その他当社の業務上の都合があるときは、お申し込みをお断りする場合があります。

5. 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

- (1)当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行内容及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面はパンフレット、本旅行条件書等により構成されます。
- (2)本項(1)の契約書面を補完する書面として、当社はお客様に、集合時刻、場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報をお知らせした最終旅行日程表を運くとともに旅行開始日の前日までに届けていただきます。ただし、お申し込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前以降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。

6. 旅行代金のお支払い

- 旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたるとお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたると支払いはお申し込みの場合は、旅行開始日前の当社らが指定する期日までにしてお支払いいただきます。また、当社とお客様が第24項に規定する通信契約を締結しない場合であれば、お客様が所持するクレジットカードを会員である場合でも、お客様の承諾があるときは、提携会社(カードよりお客様に署名無くして旅行代金(申込金、追加代金)と表示したものを含まず。)や第14項に規定する取消料・違約料、第10項に規定されている追加料金及び第13項記載の交替手数料をお支払いいただくことがあります。また、この場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾日といたします。

7. 旅行代金について

- (1)参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満12歳以上の方はおとな代金、満6歳以上(航空機利用コースは満3歳以上)12歳未満の方は、こども代金となります。
- (2)旅行代金は、各コースごとに表示してございます。出発日とご利用人数でご確認ください。
- (3)旅行代金は、第3項の「申込金」、第14項の「取消料」、第14項の「違約料」、及び第23項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。募集広告又はパンフレットにおける旅行代金の計算方法(旅行代金又は基本代金)として表示した金額(プラス「追加代金」又は「表示した金額」マイナス割引代金)と表示した金額といたします。

8. 旅行代金に含まれるもの

- (1)旅行日程に明示した運送機関の運賃、料金(注釈のないかぎりエコミークラウド)、宿泊費、食代、入場料・拝観料等及び消費税等諸料。
- (2)添乗員が同行するコースにおける添乗員経費、団体行動に必要な小付。
- (3)その他パンフレットにおいて旅行代金として表示したものの上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

9. 旅行代金に含まれないもの

- 前項(1)(3)のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。
- (1)超過手荷物料金(特定の重量・容積・個数を超える分について)。
- (2)空港施設使用料等。(パンフレットに明示したものを除きます。)
- (3)クリーニング代、電報電話料その他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う旅・サービス料。
- (4)ご希望のみ参加されるオプション・ツアー(別途料金の小旅行)の料金。
- (5)運送機関が課す付加運賃・料金(例：燃油附加料)。
- (6)自宅から発着地までの交通費・宿泊費。

10. 追加代金

- 第7項のうち「追加代金」は、以下の代金をいいます。(あらかじめ「旅行代金」の中に含めて表示した場合は除きます。)
- (1)パンフレット等で当社が「グレードアッププラン」と称するホテル又は部屋タイプのグレードアップのための追加代金。
- (2)「食事前シフトプラン」等の食事つきプラン等)等の差額代金。
- (3)パンフレット等で当社が「延泊プラン」と称するホテルの宿泊延長のための追加代金。
- (4)パンフレット等で当社が「スーパーシート追加代金」と称する航空座席のクラス変更に必要な運賃差額。
- (5)その他パンフレット等で「××××追加代金」と称するもの(ストリートチェックイン追加代金、航空会社指定ご希望をお受けする旨パンフレット等に記載した場合は追加代金等)。

11. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運送計画に異なる運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため必要と認めるときは、お客様にあらかじめ通知するか当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由による因果関係を説明し旅行行程・旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

12. 旅行代金の額の変更

- 当社は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。
- (1)利用する運送機関の運賃、料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたしました。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたるとお客様に通知いたします。
- (2)当社は本項(1)の定める適用運賃・料金的大幅な減額がなされるときは、本項(1)の定めと異なることにより、その減少額だけ旅行代金を減額いたします。
- (3)旅行内容が変更され、旅行実施に必要な費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額いたします。
- (4)第11項により旅行内容が変更され、旅行実施に対する費用(当該契約内容の変更の追加に必要となる)が減少したときは、お客様に通知し、旅行代金を減額いたします。
- (5)当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行内容が異なる旨をパンフレットに記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更いたします。

13. お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただしこの場合、お客様は所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。

この際、交替を目的とする手数料として所定の金額をいただきます。(既に航空券を発行している場合、別途再発券に関わる費用を請求する場合があります。)また契約上の地位の譲渡は、当社が承諾したときに効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。なお当社が利用運送機関、宿泊機関等が旅行者の交替に際しない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

14. 取消料

- (1)旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行をお取り消しになる場合にはパンフレット記載の取消料を、ご参加のお客様からは1室ごとの利用人数の変更に対する差額をそれぞれお支払いいただきます。
- (2)当社は責任とならない理由の取扱上の事由に基づき、お取り消しになる場合も所定の取消料をお支払いいただきます。
- (3)旅行代金が期日までに支払われないときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとし、取消料と同額の違約料をいただきます。
- (4)お客様のご都合による出発日およびコースの変更、運送・宿泊機関等行程中の一部の変更については、ご旅行全体のお取り消しとみなし、所定の取消料を受取します。

15. 旅行開始前の解除

- (1)お客様の解除権
- ①お客様はパンフレットに記載した取消料をお支払いいただくことにより、お申し込みの営業時間内にお受けします。
- ②お客様は次の項目に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除することができます。
- a. 旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第23項の表左欄に掲げられるその他の重要なものである場合に限ります。
 - b. 第12項(1)に基づき、旅行代金が増額改定されたとき。
 - c. 天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - d. 当社が本項(1)の①に記載の最終旅行日程表を同項に規定する日までに改訂しなかったとき。
 - e. 当社の責に帰すべき事由により、パンフレットに記載した旅行日程に従って旅行実施が不可能となったとき。
- ③当社は本項(1)の①により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き戻しをいたします。取消料がある申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けします。また本項(1)の②により、旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)全額を払い戻しいたします。

(2)当社の解除権

- ①お客様が第6項に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することができます。このときは、本項(1)の①に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
- ②次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することができます。
- a. お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
 - b. お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき。
 - c. お客様が病状、必要ない助助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
 - d. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。
 - e. お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - f. お客様の人数がパンフレットに記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたるとお申し込みの日(帰国日)旅行は3日目に当たる日以前に旅行中止のご通知をいたします。
 - g. 予め明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。
 - h. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- ③当社は本項(2)の①により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き戻しをいたします。また本項(2)の②により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払い戻しいたします。

16. 旅行開始後の解除

- (1)お客様の解除権
- ①お客様のご都合により途中で離断された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
- ②お客様が責に帰さない理由によりパンフレットに記載した旅行サービスの提供を受けられない場合は、お客様は、取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。
- ③本項(1)の②の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなかった部分に係る金額を旅行者にお払い戻しをいたします。ただし、当該事由が当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料・違約料のいずれか一方を差し引いた金額を返す必要はありません費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻しします。
- (2)当社の解除権
- ①当社は次に掲げる場合においてはお客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することができます。
- a. お客様が病状、必要ない助助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められたとき。
 - b. お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき。
 - c. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
 - d. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。
- ②解除の効果及び払い戻し
- 本項(2)の①に記載した事由で当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料・違約料その他の名目で既にならぬ支払い、又は支払わなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払い又はこれらを支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻しいたします。

- ③本項(2)の①の a、d より当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じてお客様のご負担で出発地のための必要な手配をいたします。
- ④当社が本項(2)の①の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみに消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

17. 旅行代金の払い戻し

- (1)当社は、「第12項(2)3(5)の規定により旅行代金を減額した場合」又は「第14項から第16項までの規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合」で、お客様に対し払い戻し金額を決定し、又は旅行開始日の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、旅行代金の減額又は旅行開始日の解除による払い戻しにあってはパンフレットに記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様に対し当該金額を払い戻いたします。
- (2)本項(1)の規定は、第19項(当社の責任)又は第21項(お客様の責任)で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。
- (3)お客様は出発日より1ヶ月以内にお申込店に払戻しをお申し出ください。
- (4)クーポン券の引渡し後の払戻しについては、お渡ししたクーポン券類が必要となります。クーポン券類の提出がない場合には、旅行代金の払戻しができないことがあります。

18. 添乗員

- (1)添乗員表示コースには、全行程に添乗員が同行いたします。添乗員の行なうサービスの内容は、原則として契約書面に定められた日程を円滑に実施するために必要な業務といたします。旅行中は日程の円滑な実施と安全のための添乗員の指示に従って頂きます。添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。
- (2)現地添乗員同行表示コースには、原則として旅行目的地の到着まで出発まで現地添乗員が同行いたします。現地添乗員の業務は本項(1)における添乗員の業務に準じます。
- (3)現地添乗員表示コースには、添乗員は同行いたしません。現地係員が旅行を円滑にするために必要な業務を行ないます。
- (4)個人型プランには、添乗員等は同行いたしません。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様ご自身で行って頂きます。交通機関等のサービス提供の中止はお客様のご都合で急遽ご旅行を取り止める場合、取扱販売店に連絡を願います。尚、取扱販売店が休業日、又は営業時間外で連絡が不可能な場合は、ご自身で、残りのご利用予定のサービス提供機関(ホテル、交通機関等)への取消連絡や取消処理をお願いいたします。取消連絡、取消処理をされなかった場合は、権利放棄したことになり、一切の返金を受けられないこととなりますのでご注意ください。
- (5)現地添乗員が同行しない区間及び現地係員が業務を行なわない区間において、悪天候等によってサービスの内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続きは、お客様ご自身で行って頂きます。

19. 当社の責任

- (1)当社は募集型企画旅行契約の履行にあって、当社又は当社が手配を行きさせた者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。但し、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限ります。
- (2)お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合におきましては、当社は原則として本項(1)の責任を負いません。
 - ①天災地変、戦乱、暴動又はこれらために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止②運送、宿泊機関等の事故、火災により発生する損害③運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止④官公署の命令、伝染病による隔離又はこれらに起因する旅行日程の変更⑤自由行動中の事故⑥乗車中の事故⑦乗車中の遅延⑧運送機関の遅延、不運・スケジュール変更、経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮
- (3)手荷物について生じた本項(1)の損害につきましては、本項(1)のお客様からの損害通知期間規定にかかわらず損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して申し出があった場合限り、賠償いたします。ただし、損害額に如何にかかわらず当社が行う賠償額はお1人あたり最高15万円まで(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)となります。

20. 特別補償

- (1)当社は前項(1)の当社の責任が生じるか否かを問わず、当社約款特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命身体に重大な損害を被ったときは死亡補償金(1500万円)、後遺障害補償金(1500万円を上限)、入院見舞金(2万円~20万円)及び通院見舞金(1万円~5万円)を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金(手荷物1個又は1対あたり10万円を上限、1募集型企画旅行お客様1名あたり15万円を上限とします)を支払います。
- (2)本項(1)にかかわらず、当社の手配による募集型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行われない日においては、その旨パンフレットに明示した場合に限って当該募集型企画旅行参加中としたしません。
- (3)お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、その限りではありません。
- (4)当社は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、査証、預金証書・貯金証書(通帳及び現金支払機能カードを含みます。)、各種データその他これらに類するもの、コンタクトレンズ等の当社約款に定められている補償対象除外品については、損害補償金を支払いません。
- (5)当社が本項(1)に基づく補償金支払い義務と前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものといたします。

21. お客様の責任

- (1)お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けるときは、当社はお客様から損害の賠償を申し受けません。
- (2)お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3)お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたとき、当該サービスは、旅行地において速やかにその旨を添乗員、幹旋員、現地ガイド、当該旅行サービス、旅行提供機関又はお申込店に申し出なければなりません。
- (4)当社は、旅行中のお客様の健康状態、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はおお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。
- (5)クーポン券類紛失の場合、当該クーポン券類の再発行に伴う運送機関の運賃・料金はお客様のご負担となります。この場合の運賃・料金は、運送機関が定める金額となります。

22. オプションツアー又は情報提供

- (1)当社の募集型企画旅行参加中のお客様に対して、別途の参加料金を収受して当社が企画、実施する募集型企画旅行(以下「当社オプションツアー」といいます)の第20項(特別補償)の適用については、当社は、主たる募集型企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。当社オプションツアーは、パンフレット等で「企画書」;当社と明示します。
- (2)オプションツアーの運行事業者が当社以外である旨をパンフレットで明示した場合には、当社は、当該オプションツアー参加中にお客様に発生した第20項(特別補償)で規定する損害に対しては、同項の規定に基づき補償金を支払いません。ただし、当該オプションツアーのご利用日がある募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨パンフレット又は確定書面に記載した場合は除きます。また、当該オプションツアーの運行事業者の責任及びお客様の責任は、すべて、当該運行事業者の定めにか拠ります。
- (3)当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等に記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中に当社に発生した損害に対しては、ご利用日がある募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨パンフレット又は確定書面に記載した場合は除きます。)が、それ以外の責任を負いません。

23. 旅程以外

- (1)当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合(ただし次の①~③で規定する変更を除きます。)、第7項で定める「旅行代金」に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社に第19項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかなる場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。
 - ①次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。(ただし、サービスの提供が行われなくなるにもかかわらず、運送・宿泊機関等が現場・部屋その他の諸設備の不具合が発生した場合には変更の補償金は変更補償金を支払います。)
 - ア、旅行日程に支障を及ぼす天災地変、天災地変 イ、戦乱、ウ、暴動、エ、官公署の命令、オ、欠航、不運、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、カ、遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供、キ、旅行参加者の生命又は身体の安全確保のために必要な措置
 - ②第15項及び第16項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除されたお客様の旅行代金の返還、当社は変更補償金を支払いません。
 - ③パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社は変更補償金を支払いません。
- (2)本項(1)の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、第7項で定める「旅行代金」に15%を乗じて得た額を上限とします。またひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額がおひとり様につき1,000円未満であるときは変更補償金を支払いません。
- (3)本項はお客様の同意を得て金銭による変更補償金・損害賠償金の支払いに替えて、これと相応の物品サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

変更補償金の額(1件につき下記記載の率×旅行代金)

当社が変更補償金を支払う変更	旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合	旅行開始日よりお客様に通知した場合
①パンフレット又は確定書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
②パンフレット又は確定書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地的変更	1.0%	2.0%
③パンフレット又は確定書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が変更前の等級及び設備の料金の合計額に等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。)	1.0%	2.0%
④パンフレット又は確定書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤パンフレット又は確定書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥パンフレット又は確定書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は終局便の変更	1.0%	2.0%
⑦パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の種類又は名の変更	1.0%	2.0%
⑧パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室条件の変更	1.0%	2.0%
⑨上記①~⑧に掲げる変更のうち募集パンフレット又は確定書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

- 注1：パンフレットの記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。
- 注2：③に掲げる変更については、①~⑧の料率を適用せず、⑨の料率を適用します。
- 注3：1件とは、運送機関の場合1乗車船毎に、宿泊機関の場合1泊毎に、その他の旅行サービスの場合は1泊毎に1件をいいます。
- 注4：④の⑧に掲げる変更が1乗車船又は1泊の中止で発生した場合はすべて、1乗車船又は1泊につき1変更として取り扱います。
- 注5：③に掲げる運送機関が宿泊設備の名称の変更については、運送・宿泊機関そのものの変更に伴うものを含みます。
- 注7：④運送機関の会社名の変更については、等級又は設備のより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

24. 通信契約による旅行条件

- (1)当社は、当社が発行するカード又は当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)(のカード会員(以下「会員」といいます。))より「会員の署名なくして旅行代金や取消料等を支払うこと(以下「通信契約」といいます。))を条件として旅行のお申込を受け付ける場合があります。通信契約の旅行条件は通常の旅行条件と、以下の点で異なります。(受託旅行業者により当該取扱ができない場合があります。また取扱可能なカードの種類も受託旅行業者により異なります。)
- (2)申し込みに際し、「会員番号(クレジットカード番号)」、「カード有効期限」等を当社に通知していただきます。
- (3)通信契約による旅行契約は、当社らが旅行契約の締結を承諾する旨を郵便で通知する場合には、当社らがその通知を発送した時に成立し、当社らが電話、e-mail等の電子承諾通知による方法により通知する場合は、その通知がお客様に到達した時に成立するものとします。
- (4)当社らは提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして「パンフレット」に記載する金額の旅行代金」又は「第14項に定める取消料」の支払いを受けます。この場合、旅行代金のカード利用日は「契約成立日」とします。

- (5)契約解除のお申し出があった場合、当社らは旅行代金から取消料を差し引いた額を解除の申し出があった日の翌日から起算して7日以内(減額又は旅行開始後の解除の場合は、30日以内)をカード利用日として払い戻します。
- (6)与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社らは通信契約を解除し、当社らが別途指定する期日までに現金にて旅行代金を支払ういただきます。当該期日までに、お支払いいただけない場合は14項(1)の取消料と同額の違約料を受けます。

25. 国内旅行保険への加入について

ご旅行中、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で充分な額の国内旅行保険に加入されることをお勧めします。国内旅行保険については、お申込店の販売員にお問い合わせください。

26. 個人情報の取扱い

- (1)当社は、旅行申込みの受付に際し、所定の申込書に記載された項目についてお客様の個人情報を取得いたします。お客様が当社にご提供いただく個人情報の項目をご自分で選択することはお客様の任意ですが、全部または一部の個人情報を提供しただけでなく、お客様との連絡、あるいは旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のために必要な手続きがとれない場合、お客様のお申込、ご依頼をお引受けできないことがあります。
- (2)取得した個人情報は「受託販売網」に記載された(総合)旅行業務取扱管理者が個人情報管理者を代理してご対応いたします。
- (3)当社は、前号より取得した個人情報について、お客様との連絡のために利用させて頂いた後、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用し、また、お申込みいただいたパンフレットに記載された運送・宿泊機関等及び保険会社、手配代行等に対し、電子的方法等で送付することにより提供いたします。その際、当社らは、①当社ら及び当社らに提供される商品のサービス、キャンペーンのご案内②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い③アンケートのお願い④特典サービスの提供⑤統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用していただくことがあります。
- (3)当社は、旅行添乗業務、空港等でのあつ旋サービス業務等において、本項(1)により取得した個人情報を取扱う業務の一部または全部を他社へ委託することがあります。この場合、当社は当該委託先企業を当社基準により選定し、秘密保持に関する契約を交わした上で個人情報を預託いたします。
- (4)当社は、当社が保有するお客様個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様への連絡にあり必要となる最小限の範囲のものについて、当社のグループ企業との間で共同して利用させていただきます。当該グループ企業は、それぞれの企業の営業案内、お客様のお申込の簡素化、催し内容等のご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これを利用していただくことがあります。なお、お客様の個人データの開示・訂正・削除のお申出窓口、お客様の個人データを共同利用する当社グループ企業の名称及び個人データの管理を行っている当社グループ企業については、株式会社ジェイティーバーホームページ (<http://www.jtbcorp.jp/ip/privacy/>) をご参照ください。
- (5)当社は、旅行先でのお客様のお買い物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人データを土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名、パスポート番号及び搭乗される航空便名等に係る個人データを、予め電子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、お申込店に出発前までにお申し出下さい。

27. 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、パンフレットに明示した日となります。

28. その他

- (1)お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合に伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失、忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用はお客様にご負担いただきます。
- (2)お客様のご便宜をはかるため土産物店にご案内することがあります。この場合、お買い物をされたときは、お客様の責任で購入し、当社が手配した航空機以外や食品等のお手伝いはいたしません。
- (3)お客様が、航空会社が任意で搭乗予定便以外の航空機に搭乗することをお客様に依頼する制度(フレックストラベラー制度)に同意せず、当社が手配した航空機以外に搭乗される場合は、当社の手配業務・旅程管理責任は履行されたとし、また、当該変更部分に関わる旅程保証責任・特別補償責任は免責となりますので、ご了承ください。
- (4)当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- (5)当社らの募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイルージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関するお問合せ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社へ行なうなっていただきます。また、利用航空会社の変更により第19項(1)及び第23項(1)の責任を負いません。

旅館・ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他のサービス等を追加された場合は、原則として消費税などの諸税が課せられますのでご了承下さい。

受託販売